

## 1 研究目的、研究方法など ※1頁以内で記述すること。

本研究計画調書は「令和5(2023)年度奨励研究審査区分表（公募要領30頁～31頁参照）」の審査区分で審査されます。記述に当たっては、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（公募要領13頁参照）を参考にすること。

以下の①～③について簡明に記述すること。

- ① 本研究種目の目的（教育的・社会的意義を有する研究への助成）に留意し、どのような背景（本研究を応募するに当たり、着想に至った経緯等）、問題意識で、研究期間（1年）で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか、本研究の特色と意義が分かるように研究目的、研究計画・方法を記述すること。
- ② これまでに本研究計画に関連する研究を行っている場合には、その過程や準備状況と実行可能性（研究計画の実施をサポートする研究指導者、研究協力者がいる場合はその内容等を含む）を記述すること。
- ③ 企業の職員については、商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究との相違点についても記述すること。

### 研究計画調書作成に当たって留意すること

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○

#### ※留意事項：

1. 作成に当たっては、研究計画調書作成・記入要領を必ず確認すること。
2. 本文は11ポイント以上の大きさの文字等を使用すること。
3. 各頁の上部のタイトルと指示書きは動かさないこと。

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○

## 2 これまでの研究活動及びその成果 ※1頁以内で記述すること。

これまでの研究活動（大学院等での研究活動を含む）とその成果の具体的な内容について記述すること。

なお、過去5年以内に奨励研究の交付を受けて行った研究課題がある場合には、当該研究課題の「交付年度」「課題番号」「研究課題名」「交付決定額」「研究概要（今回の応募との関連性や相違点等の記述も含む）」について記述すること。（複数課題がある場合は、それぞれ記述すること。）

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○

### ※留意事項：

1. 1頁目の留意事項の内容にも引き続き留意して作成すること。
2. 研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。
3. 研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること  
（例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年（西暦）、著書の場合はその書誌情報、など）。
4. 論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○